

公園清掃ボランティア制度について

Q1

「公園清掃ボランティア」とは？

A

地域のみなさまに身近な公共空間である公園をよりきれいに保てるように美化活動を行っていただく制度です。 まちの美緑花ボランティアより、簡易な手続きで作業負担の少ない制度となっています。

※まちの美緑花ボランティアとは…

清掃、灌水などの他、公園の形態や団体の実情に応じて除草・草刈や中低木剪定などの追加作業を行っていただきます。

Q2

どのような団体が認定されるのですか？

A

自治会、婦人会、老人会、子供会などを母体とする地域団体が基本となります。

それ以外では、NPO、任意のボランティア団体、企業なども認定可能ですが、その場合は地元の同意が必要となります。

また、公園清掃ボランティアは、少ない場合でも、おおむね3名以上で結成し、役員として、代表者、会計、監事は必ず選定してください。

Q3

どのような活動内容ですか？

A

・月1回以上の清掃
・遊具等の施設の破損など建設事務所への通報・連絡 調整を行っていただきます。



Q4

神戸市からの支援はあるのですか？

A

1年間の活動に対して年度末に報償金をお支払いします。

報償金は、基本額と公園の面積によって算定します。

用途については、清掃用具、ゴミ袋、作業時の飲み物の購入、打合せを行う会議室の使用料、資料のコピー代など、ボランティア活動に必要な経費に使っていただくことができます。

また、神戸市市民活動補償制度の対象活動になっています。

Q5

公園清掃ボランティアには公園に対する責任や権限はありますか？

A

公園清掃ボランティアは、公園の美化や地域コミュニティの活性化を神戸市と協働で行うためのボランティア組織ですので、いわゆる管理上の責任と権限はすべて神戸

市にあります。

たとえば、遊具の故障が原因で事故が起こった場合に、公園清掃ボランティアに責任が生じることはありません。

Q6

活動に必要な手続きや書類はどのようなものですか？

A

所管の建設事務所とご相談のうえ、所定の書類(結成届、役員名簿、活動計画書など)を作成し、建設事務所に提出してください。

活動開始後は年度末に、活動実績報告書の提出が必要になります。



内容についてのお問い合わせ、ご相談は各建設事務所までお願いいたします。

公園の所在地	お問合せ先
東 灘 区 灘 区	〒658-0044 東灘区御影塚町2丁目 27-20 東 部 建 設 事 務 所 電 話 854-2191
中 央 区 兵 庫 区	〒652-0041 兵庫区湊川町2丁目1-12 中 部 建 設 事 務 所 電 話 511-0515
北 区	〒651-1331 北 区有野町唐櫃字種池 3064 北 建 設 事 務 所 電 話 981-5191
長 田 区 須 磨 区	〒654-0121 須磨区妙法寺字ヌメリ石1-1 西 部 建 設 事 務 所 電 話 742-2424
垂 水 区	〒655-0013 垂水区福田5丁目6-20 垂 水 建 設 事 務 所 電 話 707-0234
西 区	〒651-2128 西 区玉津町今津字宮の西 333-1 西 建 設 事 務 所 電 話 912-3750